

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	精神障害者保健福祉手帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、精神障害者保健福祉手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の発行、管理等を行っている。 市町村で受付と本人確認を行った申請について、診断書による審査または障害年金の認定情報の照会を行い、国で定める精神障害の状態にある者に対して手帳の交付を行っている。 このうち、情報提供ネットワークシステムを利用して、障害年金の認定情報について情報照会を行うとともに、精神障害者保健福祉手帳に関する情報の提供を行う。
③システムの名称	①中間サーバー ②統合宛名システム ③精神障害者保健福祉手帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表22の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番41 <提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番14,18,20,37,42,48
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	静岡県精神保健福祉センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県精神保健福祉センター 静岡市駿河区有明町2番20号 054-286-9283
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県精神保健福祉センター 静岡市駿河区有明町2番20号 054-286-9283
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	業務システム改修を行い、マイナンバーが含まれるファイルを人手で加工しないようにした。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月6日	I 関連情報 1-③システムの名称	①保健・医療・福祉総合情報ネットワークシステム(精神障害者保健福祉手帳に関する事務) ②中間サーバー ③統合宛名システム	①中間サーバー ②統合宛名システム	事後	
平成29年6月6日	II しいき値判断項目 1 対象人数-いつの時点の計数か	H27.4.1	H29.4.1	事後	
平成29年6月6日	II しいき値判断項目 2 取扱者数-いつの時点の計数か	H27.4.1	H29.4.1	事後	
平成30年7月9日	II しいき値判断項目 1 対象人数-いつの時点の計数か	H29.4.1	H30.4.1	事後	
平成30年7月9日	II しいき値判断項目 2 取扱者数-いつの時点の計数か	H29.4.1	H30.4.1	事後	
平成30年8月17日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署/②所属長の役職名	静岡県精神保健福祉センター所長 内田 勝久	静岡県精神保健福祉センター所長	事後	
令和1年1月28日	II しいき値判断項目 2 取扱者数-いつの時点の計数か	H30.4.1	H31.4.1	事後	
令和2年5月15日	II しいき値判断項目 2 取扱者数-いつの時点の計数か	H31.4.1	R2.4.1	事後	
令和3年9月21日	II しいき値判断項目 2 取扱者数-いつの時点の計数か	R2.4.1	R3.4.1	事後	
令和4年12月9日	II しいき値判断項目 2 取扱者数-いつの時点の計数か	R3.4.1	R4.4.1	事後	
令和5年9月11日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託なし	十分である	事後	
令和7年1月10日	II しいき値判断項目 1 対象人数-いつの時点の計数か	R5.4.1	R6.4.1	事後	
令和7年1月10日	II しいき値判断項目 2 取扱者数-いつの時点の計数か	R5.4.1	R6.4.1	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報3.個人番号の利用 法令上の根拠	政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の項番14 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令平成26年内閣府・総務省令第5号) 14条	番号法第9条第1項 別表22 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条	事後	番号法の改正のため
令和7年1月10日	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法別表第二の項番25 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令平成26年内閣府・総務省令第7号) 第18条 (情報提供の根拠) 番号法別表第二の項番16,27,28,31,54,55,56の2,79,106,116 別表第二主務省令第12条、第20条、第21条、第22条、第29条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条	<照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番41 <提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番14,18,20,37,42,48	事後	番号法の改正のため
令和7年7月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数-いつの時点の計数か	R6.4.1	R7.4.1	事後	
令和7年7月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数-いつの時点の計数か	R6.4.1	R7.4.1	事後	